

すずかぜ新聞

平成30年 3月

発行：税理士法人すずかぜ
 〒937-0068 魚津市本新町27-17
 tel 0765-24-2210 fax 0765-24-2995
 Eメール：ringo@ishiharakaikai-compass.jp
 HP：http://www.suzukaze-group.jp
 「すずかぜ」で検索

自分の「強み」知ってますか！

経営の神様と言われた松下幸之助氏は「企業は人なり」「我社は物を作る前に人を作る会社なんだ」と日頃から言っていたそうです。そもそも、会社は組織でなければなりません。しかし、どんな会社であっても組織として機能しているかどうかは、常に疑問が付きまといまいます。高い技術や技能、知識を持った社員がいれば自然と会社の業績が上がるとは限りません。誰にでも得意なこともあれば苦手なこともあります。

ピータードラッカーは「組織は、個々の強みを生かし、弱みを無意味なものにするためにある」と言っています。

ある人が、ある強みを持っているが、弱みもあります。でも、その弱みについて他の人が強みとして持っているとき、その二人で仕事をすれば必要な強みが2つになり、一人より大きな成果が期待できます。

しかし、個々の強みといっても実際に見つけるのはなかなか難しいのではないのでしょうか。いや、発見が難しいというよりは、強みについてよく理解されていないかもしれません。

遠い過去の話になりますが、ナンパの得意な友人がいました。その友人と遊びに行くと必ず見ず知らずの女の子たちに声をかけます。それが以前から親しかったかのように。しかも、笑わせるので、相手もたちまち警戒心を解いてしまいます。

この友人の強みは何か？と考えるとき、得意なナンパあるいは、見ず知らずであっても普通に声をかけることができることなどが強みであると受けがちです。

もし、そのように考えたとしてもその強みは仕事に活かすことができません。強みとは、仕事での成果に結びつかなければならないからです。得意とすることや出来ることそのものではなく、その原動力となっている生まれつき、あるいは後天的な性質が「強み」であると理解してみてもうでしょうか。

例えば、私の友人の場合、生まれつきの人懐っこい性質が強みとして考えられます。そうすると、コミュニケーション能力が特に必要な仕事に向いているのではと考えることができます。

「強み」と「弱み」はまず、本人が自覚して、組織のメンバーが相互に理解し合うことが、強い組織を作る条件になるのではないのでしょうか。

石原知二

社員の独白

この冬の大雪、「今朝はどうだろう？」目覚めと同時に外の様子を確認する日々が続きました。

皆さんもきっとそうだったのではないのでしょうか？

先日、春に社会人になる息子の引っ越しでした。

息子の生活拠点は石川県。

当日、アパート前の残雪はこちらより多く、引っ越し作業もかなり大変、業者に依頼すべきだったと後悔しました。

もう雪はいらないですよ！！

早く・・・春になってほしいです。



猿倉暁美

日本年金機構からのお知らせ

平成30年3月5日から変更

変更内容：様式統合、個人番号欄追加、様式レイアウトの変更

<様式統合>

70歳以上の方の様式が統合されます。

旧届書 ・健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届
 ・厚生年金保険 70歳以上被用者該当届



新届書 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届/
 厚生年金保険70歳以上被用者該当届

他に

- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者月額変更届
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者算定基礎届 も同じように70歳以上の様式と統合されます。

<様式変更>

・健康保険被扶養者（異動）届/国民年金第3号被保険者関係届（複写様式から単票様式へ変更）

・育児休業、産前産後休業の申出

詳しくは、日本年金機構のHPをご覧ください。

セルフメディケーション税制が創設されました

制度の概要

健康の保持増進及び疾病の予防に関する取組を行った人が、12,000円以上の対象医薬品を購入した場合には、「セルフメディケーション税制」（通常の医療費控除と選択適用）を受けることができます。

これまで自己負担した医療費の合計が10万円を超えなければ活用できなかった医療費控除ですが、定期健康診断、予防接種などを受けている人で、対象となる市販薬を家族の購入分を含めて年間12,000円を超えて購入した場合は確定申告することで所得控除が受けられるようになりました。

受け取ったレシートや領収書は捨てずに確認しておきましょう。

セルフメディケーション税制の対象とされる医薬品は、購入した際の領収書（レシート）に控除対象であることが記載されています。



領収書に控除の対象であることが記載されています。

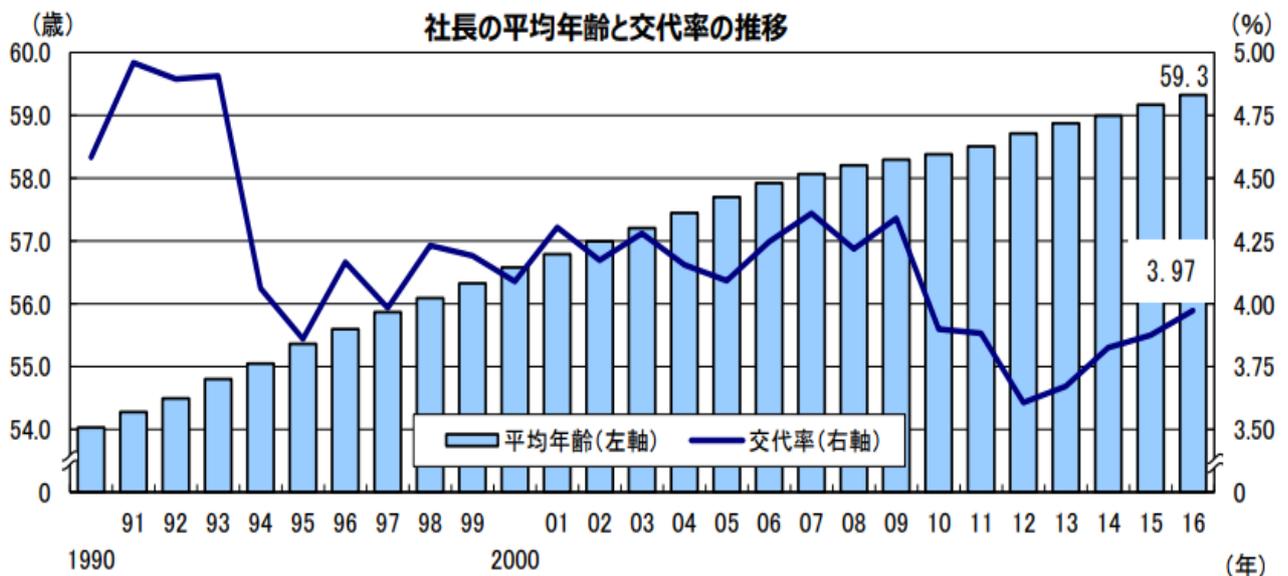
社長の平均年齢と年齢別の後継者不在率

- 社長の平均年齢は59.3歳となり過去最高を更新。社長の交代率はリーマンショック以降、上昇傾向にあります。依然として全国的に事業承継が進んでいないのが現状。
- 社長年齢別の後継者不在率によると、80歳以上でも3割を超えており、休廃業や解散を余儀なくされるケースが多く見受けられます。

社長年齢別の後継者不在率

社長年齢別	後継者不在率	2016年			2014年			2011年		
		2016年	2014年	2011年	2016年	2014年	2011年	2016年	2014年	2011年
30歳未満	92.1%	94.5%	92.9%	88.8%						
30歳代	92.4%	91.3%	90.7%	89.6%						
40歳代	88.1%	88.0%	87.4%	85.9%						
50歳代	74.8%	75.7%	74.3%	72.9%						
60歳代	53.1%	54.3%	53.9%	54.5%						
70歳代	42.3%	43.3%	42.6%	42.7%						
80歳以上	34.2%	34.7%	34.2%	34.1%						

(出典：(株)帝国データバンク)



(出典：(株)帝国データバンク)